

## 江東区相談支援Q&A(平成29年10月)

※本Q&Aにおいて、以下のように標記します。

サービス利用支援: アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為又は計画作成報酬の名称

継続サービス利用支援: モニタリング及び必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為又はモニタリング報酬の名称

プ=利用(プラン)作成

モ=モニタリング

▲=終期月のモニタリング(更新する場合は利用計画)

番号	類型	出典	質問	回答
1	利用者負担	江東区	相談支援に関する利用者負担は発生するの か。	利用者負担は発生しない。すべての方が無料となる。
2	申請却下	250222 国通知	障害福祉サービス等の申請が却下された場 合は、計画相談支援給付費等は支給されな いのか。	お見込みのとおり。
3	契約内 容報告 書	江東区	契約内容報告書はどう扱うのか。	必ず書面にて提出する必要がある。原則江東区ホームページ掲載の様式となるが、様式は問わない。 提出のタイミングについて、契約締結後遅滞なく速やかに提出する必要がある。
4	対象者	250222 国通知	短期入所のみ等、単一サービスのみの利用 であっても、サービス等利用計画等を作成 し、モニタリングを実施する必要があるの か。	単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスが必要となることから、計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施する必要がある。
5	対象者	250222 国通知	地域移行支援及び地域定着支援について、 サービス等利用計画の作成は必須か。	お見込みのとおり。
6	対象者	250222 国通知	移動支援、地域活動支援センター等の地域 生活支援事業のみのサービス利用者は、計 画相談支援の対象外か。	お見込みのとおり。 なお、介護給付費、訓練等給付費等との併給がある場合は各種サービスを一体的に勘案し、サービス等利用計画に反映させる必要がある為、記載しても構わない。
7	対象者	250222 国通知 江東区	介護保険制度のケアプラン作成対象者の場 合、障害福祉固有の重度訪問支援を支給決 定した場合はサービス等利用計画の作成対 象者として良いか。	市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。 →各相談係担当者へ。
8	対象者	250222 国通知	重度包括支援の利用者も計画相談の対象と いう扱いでよろしいか。	重度包括支援を利用する場合も、サービス等利用計画案は必要である。重度包括支援を利用する場合はニーズ等が複雑な場合が多いと思われ、相談支援事業者によってニーズ整理を行い、他の障害福祉サービス等の利用も検討した上で、重度包括支援の利用となることが想定される。 なお、重度包括支援の場合、通常の調整はサービス提供責任者が行うので、支給決定の最終月のモニタリング(継続の可否の判断)のみ行うことを想定して、1年に1回のモニタリングとしているところである。
9	支給決 定	江東区	計画相談支援給付費等の支給期間やモニタ リングの支給決定について。	モニタリング期間について、市町村が指定特定相談支援事業者の提案を踏まえて個別の対象者ごとに定めるが、標準期間は以下のとおり。  <標準期間> (1) 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変更があった者 → 1月(毎月)ごと(ただし、障害福祉サービスの利用開始日から起算して3月間に限る。)  (2) 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者(いずれも①に掲げる者を除く。)のうち次に掲げるもの(障害児通所支援を含む。) → 1月(毎月)ごと ① 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 ② 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者との連絡調整を行なうことが困難である者 ③ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者  (3) 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援を利用する者(いずれも①及び②に掲げる者を除く。)又は地域移行支援を利用する者(①に掲げる者を除

番号	類型	出典	質問	回答																																																																																																				
				<p>く。)</p> <p>→ 6月ごと</p> <p>(4)療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援を利用する者(①に掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。)</p> <p>→ 1年ごと</p> <p>※上記期間は「標準期間」であるため、当該標準期間を踏まえつつ対象者の状況に応じて「2、3月ごと」や、在宅サービスの利用者を「1年ごと」、施設入所者を「6月ごと」などとして提案することは可能である。</p>																																																																																																				
10	支給決定	江東区	計画相談支援費等の支給期間やモニタリングの実施月等の具体例について。	<p>新規で決定する場合</p> <p>H28.4.1~H29.3.31まで</p> <p>(例1)モニタリング頻度：6ヶ月ごと(当初3ヶ月は毎月)</p> <table border="1"> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>フ</td><td>モ</td><td>モ</td><td>モ</td><td></td><td>モ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>▲</td></tr> </table> <p>(例2)モニタリング頻度：3ヶ月ごと</p> <table border="1"> <tr><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>フ</td><td></td><td>モ</td><td></td><td></td><td>モ</td><td></td><td></td><td>モ</td><td></td><td></td><td>▲</td></tr> </table> <p>更新で決定する場合</p> <p>H28.4.1~H29.3.31まで</p> <p>(例3)モニタリング頻度：6ヶ月ごと</p> <table border="1"> <tr><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>▲</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>モ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>▲</td></tr> </table> <p>(例4)モニタリング頻度：3ヶ月ごと</p> <table border="1"> <tr><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> <tr><td>▲</td><td></td><td></td><td>モ</td><td></td><td></td><td>モ</td><td></td><td></td><td>モ</td><td></td><td></td><td>▲</td></tr> </table> <p>※更新の場合、更新前決定の終期月モニタリングは「継続サービス利用支援費」として請求不可。</p>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	フ	モ	モ	モ		モ						▲	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	フ		モ			モ			モ			▲	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	▲						モ						▲	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	▲			モ			モ			モ			▲
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																													
フ	モ	モ	モ		モ						▲																																																																																													
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																													
フ		モ			モ			モ			▲																																																																																													
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																												
▲						モ						▲																																																																																												
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																												
▲			モ			モ			モ			▲																																																																																												
11	支給決定	江東区	モニタリング提供月にやむを得ずモニタリングができなかった場合の取り扱いについて。	<p>本人の体調不良等、事業所の責によらない場合、翌月の提供までは算定できる。それ以上の期間を超える場合は、モニタリング期間を変更しないと算定できない。</p> <p>※モニタリング決定月の1ヵ月遅れは手続き不要。 2ヶ月以上の遅れについては、モニタリング変更の手続きが必要。各相談係担当へ。</p>																																																																																																				
12	支給決定	江東区	既に相談支援の支給決定した利用者について、相談支援に関する変更決定が必要な場合の具体例について。	<p>サービス内容に著しい変更が生じた場合で、利用計画案を再度作成した場合。</p> <p>(サービス利用支援費を請求できる場合の具体例)</p> <p>支給決定内容に変更が生じた場合 → 居宅介護1時間増減、通所日数1日増減、重度訪問介護移動介護加算追加決定等。</p> <p>(サービス利用支援費を請求できない場合の具体例)</p> <p>①支給量の変更を伴わない区分変更 ②変更決定を伴わない事業所変更 → 相談支援事業所や通所等事業所のみ変更した場合、著しい変更があったとはいえない。 ③計画に記載した内容を変更する場合。 → 目標や課題、利用する日時等のみを変更する場合、著しい変更があったとはいえない。</p>																																																																																																				
13	請求権発生時期	250222 国通知 江東区	計画相談支援給付費が発生する時点は、いつか。	<p>計画相談支援給付費が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から「文書により同意を得た時点」である。</p> <p>(サービス利用支援費)</p> <p>計画案提出→支給決定→サービス担当者会議開催→利用者同意</p> <p>(継続サービス利用支援費)</p> <p>モニタリング実施→モニタリング結果を文書にまとめる(モニタリング報告書等)→利用者同意</p>																																																																																																				



番号	類型	出典	質問	回答
14	利用者が死亡した場合	江東区	<p>指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案の作成はしたが、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得る前に利用者が死亡した場合は、サービス利用支援費の算定は可能か。</p> <p>(基本的な流れ) 計画案作成→支給決定→サービス担当者会議開催→利用者の同意</p>	<p>①計画案作成→死亡(決定前に死亡) 決定前に死亡しているため、算定不可</p> <p>③支給決定→死亡(サービス担当者会議開催前に死亡) 算定不可</p> <p>③支給決定→サービス担当者会議開催→死亡 ※家族等の同意が得られれば請求可能。</p>
15	利用者が死亡した場合	江東区	<p>モニタリングを実施し、利用者から文書により同意を得る前に利用者が死亡した場合は、請求は可能か。</p>	<p>モニタリングを実施した場合、「継続サービス利用支援費」を請求することとなるが、利用者の同意が必要となる。 死亡した場合、家族等の了承を得、書面で残していれば請求可能。</p>
16	同意	江東区	<p>視覚障害等により自ら押印等ができない利用者の場合はどうするのか。成年後見人や補佐人、補助人が付いている利用者についてはどうか。</p>	<p>サービス等利用計画の内容を説明し、同意を得た上で代筆による署名押印は差し支えない。 また、成年後見人や補佐人、補助人が付いている利用者について、原則利用者と成年後見人等の両方から署名押印が必要である。(補佐人と補助人については、相談支援等の契約締結のための代理権が付与されていることが前提である。) ただし、やむを得ず本人から署名や押印を得ることができない場合は、その成年後見人等からの署名押印で足りる。</p>
17	訪問・面	250222 国通知	<p>アセスメントやモニタリングについて、利用者の居宅等を訪問し、面接することとされているが、必ず利用者と直接対面する必要があるか。 電話やメール等での意見聴取でもよいか。</p>	<p>必ず利用者と直接対面する必要がある。電話やメール等のみで、利用者本人と面談していない場合には、計画相談支援給付費の報酬は算定できない。</p>
18	訪問・面	江東区	<p>アセスメントやモニタリングについて、利用者の居宅等を訪問し、面接することとされているが、居宅への訪問は必須か。 施設入所者や入院中の場合はどうするのか。</p>	<p>「居宅等」とは、「現に日々の生活拠点としている現住地」とし、自宅に限らず、グループホームや施設(施設入所や短期入所)、入院中の病院等を指す。 上記生活拠点訪問を原則とする。</p>
19	支給期間の異なるサービスを支給決定した場合	江東区	<p>支給期間が異なるサービス(生活介護3年と居宅介護1年等)を支給決定した場合、相談支援の支給期間は最長の期間に設定するが、居宅介護の支給決定の更新月にモニタリングをした結果、支給内容に変更なく更新した場合、報酬はどのように請求するのか。</p>	<p>「継続サービス利用支援費」を請求することとなる。 尚、質問事例で居宅介護の支給決定内容等が変更となった場合、当初のサービス支援の一連の流れが必要となり、「サービス利用支援費」を請求することとなる。</p>
20	請求のタイミング	江東区	<p>サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分(以下の場合平成24年4月分)として翌月に請求するのか。</p> <p>例) 支給決定の通知日 4月10日 計画作成 4月20日 有効期間 5月1日～</p>	<p>お見込みの通り。</p> <p>新規の場合は、有効期間内を提供年月として請求する。</p> <p>左記事例の場合、「H28.5月提供」として、サービス利用支援費を請求する。 4月提供として請求不可。</p>
21	モニタリング	250222 国通知	<p>障害福祉サービス等の支給決定は受けたものの、実際の障害福祉サービス等の利用がなかった場合でも、モニタリング月に継続サービス利用支援を行うのか。</p>	<p>障害福祉サービス等の利用がない場合でも、モニタリング月には継続サービス利用支援を行い、状況を把握した上でサービス内容の変更等が必要かを判断することとなる。</p>

番号	類型	出典	質問	回答																								
22	モニタリング	250222 国通知	モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は算定できるか。	算定できる。																								
23	モニタリング	江東区	継続サービス利用支援費算定に伴うモニタリング報告書の提出について。	<p><u>モニタリング報告書の作成は必須。書面での提出は必須でない。モニタリング報告書の書面での提出は継続サービス利用支援費算定の要件としない。</u></p> <p>※しかし、以下の場合は提出が必須。            ①支給決定の更新や変更が必要となる場合。            ②対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合。            ③モニタリング期間を設定し直す必要がある場合。</p>																								
24	同一月の報酬関係	250222 国通知	計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方について。	<p>サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため同一の月に複数回行ったとしてもサービス利用支援費については1,611単位、継続サービス利用支援費については1,310単位しか算定することはできない。</p> <p>同一の月に継続サービス利用支援を行った後にサービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。</p> <p>サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。</p>																								
25	同一月の報酬関係	江東区	利用/継続支援を請求できる場合はどういう状況か。	<p><u>サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。</u></p> <p>(例)            H28.4.1～H29.3.31まで  <u>モニタリング頻度6ヶ月ごと(当初3ヶ月は毎月)</u>  <u>と、決定した場合</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td> </tr> <tr> <td>ブ</td><td>モ</td><td>モ</td><td>モ</td><td></td><td>モ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>▲</td> </tr> </table> <p><u>この場合、4～7月までの間であれば、3か月分を限度としてモニタリングの実施が可能。(7月決定分のモニタリングについては、8月まで可能。)</u>  <u>4月又は5月に「利用・継続支援」となりえる。</u></p>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	ブ	モ	モ	モ		モ						▲
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																	
ブ	モ	モ	モ		モ						▲																	
26	同一月の報酬関係	250222 国通知	障害福祉サービスの利用に係る支給決定を受け、サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月にサービス利用支援を2回行うこととなった場合、同一の月にサービス利用支援費を2回分算定してもよいか。	サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,611単位しか算定することはできない。																								
27	同一月の報酬関係	250222 国通知	モニタリング期間が1月(毎月)ごとと決定されている利用者で、やむを得ない事由により継続サービス利用支援を行うのがモニタリング月の翌月となった場合、前月実施予定だった継続サービス利用支援と当月実施予定となっている継続サービス利用支援を同一の月に行うことになるが、継続サービス利用支援費は2回分算定することは可能か。	継続サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,310単位しか算定することはできない。																								



番号	類型	出典	質問	回答
29	同一月の報酬関係	250222 国通知	<p>継続サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月に継続サービス利用支援とサービス等利用支援を行うこととなった。</p> <p>継続サービス利用支援とサービス利用支援を一連の流れで行ったわけではないので、継続サービス利用支援費及びサービス利用支援費の両方を算定してもよいか。</p>	<p>同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。</p>
30	同一月の報酬関係	250222 国通知	<p>継続サービス利用支援を行った結果、利用者の状態に変化があり、新たな支給決定若しくは支給量の変更等の必要が生じた場合、新たなサービス等利用計画を作成する必要があるため、継続支援サービス利用ではなくサービス利用支援として1611単位/月を算定できるか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>なお、継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング（継続サービス利用支援）で行えているため、月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。</p>
31	相談支援事業所を変更した場合	江東区	<p>既に計画相談を支給決定しており、更新のタイミングで計画作成事業所を変更した場合の請求について。</p>	<p>(例) 同利用者について  A事業所：H27.4.1～H28.3.31  B事業所：H28.4.1～H29.3.31 (計画を作成する)</p> <p>A事業所：H28年3月終期月の継続サービス利用支援費請求はできない。  B事業所：H28年4月提供・サービス利用支援費として請求。  ※B事業者は3月提供・サービス利用支援費として請求はできない。</p>
32	相談支援事業所を変更した場合	250222 国通知	<p>指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に変更した場合であつて、契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者や面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、継続サービス利用支援費を算定することは可能か。</p>	<p>契約変更後の指定特定相談支援事業者がモニタリング月ではない月に継続サービス利用支援を行う場合には、市町村に報告し、モニタリング期間の変更を行った上で継続サービス利用支援費を算定することは可能である。</p>
33	相談支援事業所を変更した場合	250222 国通知	<p>契約変更前の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合は、同一月に契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できるか。</p>	<p>契約変更後の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定できるが、その場合には、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できない。</p> <p>このような場合、変更前の指定特定相談支援事業者は、転居等に関する利用者の意向を確認しておくべきである。</p> <p>なお、契約変更後の指定特定相談支援事業者がケースを引き継ぐ場合には、ケースを円滑に引き継げるよう配慮すること。</p>
34	相談支援事業所を変更した場合	250222 国通知	<p>障害福祉サービス等の支給決定の終期月等において継続サービス利用支援を行った後に、別の指定特定相談支援事業者が同一の月にサービス利用支援を行った場合、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を算定できるか。</p>	<p>同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定することとされているため、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できず、契約変更後の指定特定相談支援事業者のみサービス利用支援費を算定する。</p>

番号	類型	出典	質問	回答
35	相談支援事業所を変更した場合	250222 国通知	サービス利用支援を行った後に、指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に変更した場合であって、同一の月に契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、契約変更前の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定することは可能と考えるが、いかがか。	お見込みのとおり。
36	相談支援事業所を変更した場合	250222 国通知	サービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った後に、利用者が市町村外に転出し、同一の月に転出先の市町村で障害福祉サービス等の申請に係るサービス利用支援を別の指定特定相談支援事業者が行った場合、両方の指定特定相談支援事業者が計画相談支援給付費を算定できると考えるが、いかがか。	お見込みのとおり。 転出に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であってもサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定できる。 この場合、指定特定相談支援事業者は、利用者の転出予定等を事前に確認しておくべきであり、転出先の指定特定相談支援事業者に円滑に引き継げるよう配慮すること。
37	計画相談支援と障害児相談支援の関係	江東区	障害児相談支援を決定していた児童が、18歳到達により障害福祉サービスを決定するための計画相談支援を障害児相談支援事業所がサービス等利用計画を作成し、請求することはできるか。	サービス等利用計画を作成しようとする障害児相談支援事業所が、区市町村へ届け出ている「主たる対象」による。 <u>質問事例で、障害児相談支援事業所が主たる対象を「障害児」のみとしていた場合、作成できない。</u> 作成する場合は区市町村へ「対象変更」の届け出必須となる。
38	計画相談支援と障害児相談支援の関係	250222 国通知	障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるという理解でよいか。	お見込みのとおり。
39	計画相談支援と障害児相談支援の関係	江東区	障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児について、障害福祉サービスのみ変更した場合の請求について。	<u>計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるため、報酬については、障害児相談支援のみの報酬を算定する。</u>
40	加算	江東区	特別地域対象加算について。	<u>特別地域対象加算の対象については、事業所所在地の区市町村へ確認。</u> 尚、「特別地域対象加算対象」の場合は、申請書の「特別地域対象加算」欄へチェックをつける。
41	加算	江東区	特定事業所加算について。	<u>常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、そのうち1名以上が相談支援従事者現認研修を終了していることが要件となる。</u> 要件を満たした場合は、「特定事業所加算に係る届出書」を区へ提出。



番号	類型	出典	質問	回答
42	加算	江東区	利用者負担上限額管理加算について。	<p>計画相談支援事業者が利用者負担上限管理事業所として管理する場合は、モニタリング頻度を「毎月」として支給決定した利用者に限る。 請求できる場合は、下記事例の通り。</p> <p>(例) 日中活動系サービス事業所と特定相談支援事業所として都・区から指定を受けているA事業所 モニタリング頻度「毎月」と支給決定された利用者X</p> <p>利用者Xに関して →「特定相談支援事業所」Aとして上限管理をした＝算定可能 「日中活動系サービス事業所」Aとして上限管理をした＝相談支援給付費として上限額管理加算を請求不可。</p>
43	加算	江東区	(障害児) 利用者負担上限額管理加算について。	<p>障害児支援事業者が利用者負担上限管理事業所として管理する場合は、モニタリング頻度を「毎月」として支給決定した利用者に限る。 請求できる場合は、下記事例の通り。</p> <p>(例) 児童通所サービス事業所と障害児相談支援事業所として都・区から指定を受けているB事業所 モニタリング頻度「毎月」と支給決定された障害児Y</p> <p>障害児Yに関して →「障害児相談支援事業所」Bとして上限管理をした＝算定可能 「児童通所サービス事業所」Bとして上限管理をした＝障害児相談支援給付費として上限額管理加算を請求不可。</p>
44	加算	江東区	障害児相談支援の初回加算の算定要件について。	<p>①新規に障害児支援利用計画をを作成する場合。</p> <p>②障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において、障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合。</p> <p>上記要件のいずれかに該当した場合のみ算定可。 尚、事業所が変更になるだけでは対象にならない。</p>
45	短期間で複数回計画案を作成する場合の取扱い	江東区 (H29年3月追加)	新規又は更新で相談支援を決定し、その決定から期間をおかずにまた更新の手続きが必要な場合はどうするのか。	<p>&lt;取扱い&gt; 決定後3ヶ月以内に更新を予定している場合について、状況が大きく変化することは想定されていないことから、1度目の決定に必要な計画案(A)と更新決定に必要な計画案(B)を併せてサービス担当者会議において議論のうえ、モニタリング頻度等違う(A)(B)を提出することになる。なお、(B)の運用時には、利用者の「事業所の選択機会」を奪うことがないように、利用者やサービス担当者会議メンバーに事前に了承や理解を得ておくこと。</p> <p>(具体例) ①H29.5.1～H29.6.30まで ②H29.7.1～H30.3.31まで と決定する場合。</p> <p>→H29年4月時点で「H29.5.1～」及び「H29.7.1～」の2種類の計画案を提出することができる。</p>

番号	類型	出典	質問	回答																																																																								
46	短期間で複数回計画案を作成する場合の取扱い	江東区 (H29年3月追加)	番号45番の事例における請求について。	<p>(具体例1) ①H29.5.1~H29.6.30まで ②H29.7.1~H30.3.31まで と決定する予定で、H29年4月時点で「H29.5.1~」及び「H29.7.1~」の計画案2種類を提出した場合</p> <table border="1"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>(請求) H29年5月提供分≒「サービス利用支援」 H29年6月提供分≒「継続サービス利用支援」のみ(※) →H29年6月提供分について、「サービス利用支援」の請求不可。</p> <p>(具体例2) ①H28.7.1~H29.6.30まで ②H29.7.1~H29.7.31まで ③H29.8.1~H30.3.31まで と決定する場合で、H29年6月時点で「H29.7.1~」及び「H29.8.1~」の計画案2種類を提出した場合</p> <table border="1"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>(請求) H29年6月提供分≒「サービス利用支援」 H29年7月提供分≒「継続サービス利用支援」のみ(※) →H29年7月提供分について、「サービス利用支援」の請求不可。</p> <p>※:「サービス利用支援」を請求できない理由について、「番号13=相談支援給付費が発生する時点は、利用者同意を得た時点」と取り扱っていることから、2種類を同時に提出することは、同意を得ることも同時と想定している。そして、「番号26=一月にサービス利用支援を請求できるのは1回のみ」としている。そのため、「サービス利用支援」は請求できず、終期月としてのモニタリングを実施した上で、「継続サービス利用支援」を請求することとなる。 なお、更新の都度、作成・提出した場合は通常の手続きとなる。</p>	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																									4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																								
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																	
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																	
47	サービス担当者会議について	江東区 (H29年10月追加)	サービス担当者会議録について	<p>サービス利用支援費算定要件の一つであるサービス担当者会議の実施について、会議録の作成及び保存は必須である。様式については以下の記載があれば問わない。</p> <p>①実施日時 ②会議出席者全員の氏名 ③場所・方法 ④内容 ⑤作成した計画案の承認を得られた旨の記載 尚、会議録の保存年限は5年。</p>																																																																								
48	モニタリングについて	江東区 (H29年10月追加)	更新・変更前の計画に関するモニタリング結果の記録について	<p>既に相談支援を決定している利用者について、期間満了に伴う更新や変更決定に基づき計画を変更する場合、更新前の終期月や変更月のモニタリング結果を記録し、区市町村へ報告しなければならない。 しかし、それらの際のモニタリングの場合のみについて、継続サービス利用支援を請求できないことを鑑み、モニタリング結果を新たな計画案に記載し、区へ提出することで、モニタリング結果を記録すること及び区市町村へ報告することの要件を満たすこととする。 尚、従来通り、計画案及びモニタリング報告書を別にすることも差し支えない。</p>																																																																								